

福島第二原子力発電所3号機の安全確保に係る取組状況について

平成22年 3月10日

東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機（以下「当該機」という。）は、平成22年1月7日から平成22年3月上旬までの予定で原子炉を停止し、新検査制度による保全計画に基づき、第16回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に保全計画に定めた点検計画に基づく機器・構造物の定例的な点検等が実施されており、また、原子炉隔離時冷却系配管ベントライン設置工事等の予防保全の取組みが行われているが、保全活動の有効性を評価し、継続的な改善につなげていくとともに、適切かつ積極的な予防保全活動に取り組んでいくことが求められる。
- 今回、当該機の炉内構造物の目視点検、原子炉再循環系配管の7箇所での超音波探傷検査では、異常は認められていない。また、配管の減肉管理においては、復水系配管において、配管の取替計画と取替までの点検計画の策定が必要となる余寿命が5年未満と評価された部位が2部位確認されている。なお、今回、配管の余寿命評価結果の取りまとめ過程において、一部データの誤記が判明しており、事業者においては、配管減肉管理の基本データとなる配管仕様の再確認を行ったところではあるが、他号機を含め品質管理の徹底について、万全を期して行くことが求められる。
- 今定期検査中、当該機において協力企業作業員1名が足を捻ったことにより負傷した。また、今年1月に1号機では、洞道内において協力企業作業員2名が転落し負傷する事故が発生しており、安全確認の徹底等、労働災害の発生防止の取組みをより一層推進することが求められる。
- 炉内構造物の点検中にジェットポンプ近傍のバッフルプレート上で確認された針金1個及び棒状の金属片1個については、いずれも混入経路や混入時期を特定するまでには至らなかった。当該異物を確認した場所は原子炉水の流れが遅く、当該異物が移動して炉内構造物に影響を及ぼす可能性はなかったが、事業者においては引き続き徹底した異物混入対策の継続的な実施が求められる。

- 福島第二原子力発電所1号機に端を発した放射性廃棄物処理系配管の誤接続については、当該機においても2箇所を確認されており、今定期検査期間において低伝導度廃液系ドレンファンネルに接続換えが実施されたが、事業者においては、根本的な原因究明及び再発防止対策の策定を実施し、設計・施工の品質管理、不適合管理の一層の徹底を図ることが求められる。

- 事業者においては、現在、プラントの耐震安全性評価に関し、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を受け、追加で行った地質調査結果も踏まえた再評価を実施しており、平成21年4月3日には、本号機を含めた福島第二原子力発電所の「耐震設計審査指針」改定に伴う耐震安全性評価結果中間報告書を提出しているところであるが、最終報告に向け、引き続き、最新の知見を適切に反映し、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが求められる。

- 福島第二原子力発電所においては、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所での被災を踏まえ、現在、災害に強い発電所への取組みが、ハード（設備等）、ソフト（組織等）両面にわたり、計画的に進められているが、安全性、信頼性向上の観点から、一層の設備の強化改善を図るよう努めるとともに、不断に防災体制の実効性を確認していくことが求められる。

- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き不適合事象等の情報公開の徹底や一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で実施し、その結果を分かりやすく説明するなど、一つ一つ着実、かつ継続的に信頼回復に向けた取組みを積み重ねていくことが求められる。

- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を最優先に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。